

平成28年度第2次補正予算

小規模事業者持続化補助金 〈熊本地震対策型〉のご案内

平成28年熊本地震の影響で、顧客や販路の喪失という状況に直面した熊本県全域および大分県の一部地域の小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会への参加費用等）、あるいは、販路開拓等の取組みとあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための費用の一部を補助します。（業務効率化の取組みのみでは認められません）

補助内容

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	200万円 *原則として、個社の取組みが対象ですが、対象者の要件を満たす複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際、補助上限額が400万円～2000万円（連携する小規模事業者数により異なります）

○熊本県全域または大分県の一部地域（別府市、日田市、竹田市、宇佐市（旧院内町、旧安心院町のみ）、由布市、九重町、玖珠町）に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者です。

〈小規模事業者〉について

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

*商工会の管轄地域内で事業を営んでいること。

*商工会議所地区で事業を営んでいる場合は、最寄りの商工会議所へお問合せ下さい。

○経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業
〈対象となり得る取組事例のイメージ〉

- ① 販促用チラシの作成、配布。またマスコミ媒体やウェブサイトでの広告
- ② 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ③ 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ④ 商品パッケージ（包装）のデザイン改良
- ⑤ 車両の導入による移動販売、出張販売 等

*本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれる事業活動であること

対象となる 事業

募集期間等

受付開始：平成28年11月4日（金）

第1次受付締切：平成28年11月25日（金）[締切日当日消印有効]

第2次受付締切：平成29年 1月27日（金）[締切日当日消印有効]

*なお、申請にあたっては、申請書以外に以下の書類等の添付が必要となります。

- ①商工会の支援を受けて作成した「経営計画書」および「補助事業計画書」
- ②商工会が発行する「事業支援計画書」

*締切までに余裕をもって、お早めにお近くの商工会へお問い合わせください